

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ベングラデシ ユ	地下水調査及び深層帯水層水源開発計画のための贈与に関する日本国政府とベングラデシ人民共和国政府との間の交換公文	地下水調査及び深層帯水層水源開発計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	728,000千円 H28.12.31まで	H25. 2.20 ダッカで (同日)	日本側 佐渡島志郎在ベン グラデシ大使 ムハン マド・アフル・カラム・ アザド財務省経済関係 次官	H25. 3.11 67号
ベングラデシ ユ	人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とベングラデシ人民共和国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入	180,000千円 H30.12.31まで	H25. 6.27 ダッカで (同日)	日本側 佐渡島志郎在ベン グラデシ大使 ムハン マド・アフル・カラム・ アザド財務省経済関係 次官	H25. 7.16 243号
ベングラデシ ユ	ベングラデシ人民共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とベングラデシ人民共和国政府との間の交換公文	貧困削減に向けた努力推進に寄与するため、貧困削減に係る計画等に充当するための資金の贈与	500,000千円 -----	H25.11.28 ダッカで (同日)	日本側 佐渡島志郎在ベン グラデシ大使 ムハン マド・アフル・カラム・ アザド財務省経済関係 次官	H25.12.11 374号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。